

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況

国土交通省
茨 城 県

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき個別協議を進めています。これまでのところ、国土交通省と茨城県双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を茨城県と協議すること

を前提に、現時点における一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の状況を整理しました。

協議の状況は下記のとおりです。

また、今後、必要に応じて、3桁国道や2桁国道の一部の移譲も含めて幅広く協議を行うこととします。

記

1. 道 路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

- ①早期（概ね5年以内）の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4号	埼玉県境	栃木県境	8	新4号現道
6号	取手市小浮気	龍ヶ崎市庄兵衛新田町	3	藤代バイパス現道
50号	結城市結城	筑西市小川	3	結城バイパス現道
50号	水戸市大塚町	水戸市三の丸	8	水戸バイパス現道
51号	潮来市延方	鹿嶋市清水	7	鹿嶋バイパス現道
51号	水戸市渋井町	水戸市三の丸	3	水戸バイパス現道
合計			32	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
6号	かすみがうら市市川	石岡市東大橋	4	千代田石岡バイパス現道
6号	日立市鹿島町	日立市東滑川町	5	日立バイパス現道
50号	筑西市玉戸	筑西市横塚	6	下館バイパス現道
合計			15	

※上記区間については、未事業化区間及び事業化区間の供用後に移管する。

（2）移管の可能性について引き続き協議するもの

現時点で該当なし

2. 河 川

（1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

該当なし

（2）移管の可能性について引き続き協議するもの

該当なし

以上